

# 一年変形届版

## 提出前にまずチェック



監督署に提出いただく1年単位の変形労働時間制に関する協定届（1年変形届）には必須の記載項目や提出時のルールが細かく決められています。

これらのルールに沿って提出されていない場合は、監督署の職員から細かく事情を確認させていただいたり、場合によっては当日受理ができずお返ししなければならなくなります。今般、出雲労基署に提出された1年変形届の不備事例を以下にまとめましたので、これを活用して提出書面の事前チェックにご協力いただきますようお願いいたします。

### 特に注意して確認してほしいこと



- 提出様式は最新のものですか？**  
→令和3年4月から提出様式が全面的に変更になっています。
- 様式のチェックボックスには全て✓を入れましたか？**  
→労働者代表の適格性を労使で確認して記入する必要があります。
- 年間労働日数や平均労働時間数は正確に集計・計算されていますか？**  
→添付のカレンダーや協定書の記載日数と一致している必要があります。  
半日出勤や短時間出勤の日も「1日」としてカウントしなければなりません。
- 労働者代表の職名や選出方法は記載しましたか？**  
→必須の記載項目ではないですが、労働者代表の適格性に疑いがある場合は受理できません。
- 協定の成立年月日は記載してありますか？**  
→協定の成立時期が不明なものについて受理できない場合があります。
- 添付書類（年間カレンダー、協定書など）は揃っていますか？**  
→届出内容を別紙に記載する場合には必須となります。（無いと受理できません）

様式第4号(第12条の4第6項関係)

1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類	事業の名称	事業の所在地(電話番号)		常時使用する労働者数
		※提出先は所在地を管轄する監督署に!		人
該当労働者数 (満18歳未満の者)	対象期間及び特定期間 (起算日)	対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日	対象期間中の1週間の平均労働時間数	協定の有効期間
(人)	※起算日の記入漏れが多い!	(別紙)	時間 分	
労働時間が最も長い日の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分	労働時間が最も長い週の労働時間数 (満18歳未満の者)	時間 分	対象期間中の総労働日数
労働時間が48時間を超える週の最長連続週数	週	対象期間中の最も長い連続労働日数	※最大6日まで 日間	
対象期間中の労働時間が48時間を超える週数	週	特定期間中の最も長い連続労働日数	日間	

計算・記載は正確に!  
(概算は原則NG)

加算と日数を合わせる  
(最大280日)

残業時間は含めずに計算する!

旧協定の対象期間	旧協定の労働時間が最も長い日の労働時間数	時間 分
旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間数	旧協定の対象期間中の総労働日数	日

旧協定がある  
場合には必ず  
記入!

協定の成立年月日 年 月 日 ←漏れなく記入する(添付の協定書の日付と合わせる)

協定の当事者である労働組合(事業場の労働者の過半数で組織する労働組合)の名称又は労働者の過半数を代表する者の

職名  
氏名

協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法( )

役職がない場合は職種を記入

上記協定の当事者である労働組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者の過半数を代表する者が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。  (チェックボックスに要チェック)

上記労働者の過半数を代表する者が労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。  (チェックボックスに要チェック)

年 月 日

使用者 職名  
氏名

労働基準監督署長殿

「選挙」、「互選」、「信任」など選出方法を記入

記載心得

- 労働基準法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 「旧協定」とは、労働基準法施行規則第12条の4第3項に規定するものであること。
- 協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合は、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。
- 本様式をもって協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。

チェックポイント例